

〔事案 26-130〕 転換契約無効請求

・平成 27 年 9 月 14 日 和解成立

<事案の概要>

分割転換の提案に際し、設計書による説明を受けておらず、口頭で説明を受けたことにより、誤認にもとづき契約転換をしたことを理由に、転換の取消しおよび転換前契約への復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 12 月に契約した終身保険について、平成 23 年 5 月にその一部を終身保険と利率変動型積立保険に分割転換したが、以下の理由により、契約転換を取り消し、転換前契約へ復旧してほしい。

分割転換の提案に際し、設計書による説明を受けておらず、募集人より口頭で説明を受けたことにより、転換後契約の終身保険金額が分割後存続契約の終身保険金額と合算した金額であると誤認して契約転換をしたが、実際には死亡保障金額が異なっていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約に定額の終身保障が付保されていない点について、書面によって申立人に十分に説明を行っており、募集人も設計書の記載に沿って説明を行っていることから、当社に重要事項の不実告知、欺罔行為は認められない。
- (2) 申立人が誤認したと主張する点について十分に説明がなされている以上、申立人に誤認があったとは考えられない。仮に誤認があったとしても申立人に重大な過失が認められる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況や使用された募集文書を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は設計書等を受領していること、また、募集人は、設計書等の資料にもとづき、その内容どおりに説明したものと推認され、この推認を覆すような特段の事情は見当たらないが、以下の事情聴取の結果また紛争の早期解決という点を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人が主張するような誤認をしていた可能性は十分あり得ると判断されること
- (2) 募集人の事情聴取においても転換時の募集人の説明の仕方や語調が分かりにくいという印象を否定できなかったこと
- (3) 募集人が本件契約の見直しにつき、分割転換以外の選択肢を説明していないこと